

# 勧 誘 方 針

当基金は、農業者の皆様の老後生活の安定、福祉の向上に資するよう農業者年金の加入の勧誘を行うに当たっては、次の項目を遵守の上、適正な勧誘を行うことを方針として定めております。

- 1 勧誘は、20歳以上60歳未満の農業者の方（年間60日以上農業に従事する方）で国民年金の第1号被保険者の方を対象として行います。
- 2 勧誘にあたりましては、農業者の皆様のご意向と実情にあわせて説明を行い、農業者年金の内容をご理解いただけるよう心掛け、農業者の皆様の老後生活の安定、福祉の向上に資するよう努めてまいります。
- 3 勧誘の際には、断定的な判断や事実でない情報を提供するなど不適切な勧誘は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、農業者の皆様のご都合の良い時間帯や場所などで行うよう、十分配慮いたします。
- 5 農業者年金加入の勧誘は、農業委員会、農業協同組合、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会にも委託しており、当基金の職員以外からも加入のご案内をさせていただきます。